

一般職の任期付職員採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

#### 奈良県人事委員会規則第二十号

一般職の任期付職員採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員採用等に関する規則（平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第十条第一項」を削る。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。